

平成28年11月4日

## 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について

－衣類等の洗濯表示（取扱い表示）が変わります－

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法（※）に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、本年12月1日から施行されます。

※家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づいて定められた、繊維製品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第558号）において規定されています。

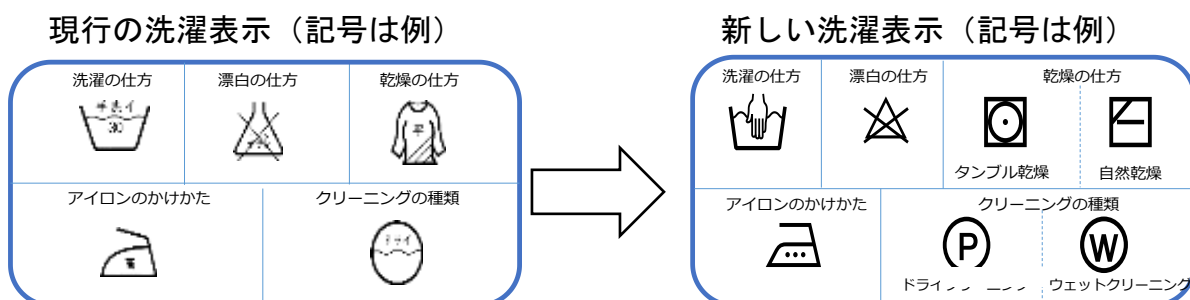
### 1 概要

平成28年12月1日から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しいJIS L 0001（以下「新JIS」という。）に規定する記号に変更されます（記号の詳細は別紙のとおり）。

新しい洗濯表示では、ドラム式洗濯乾燥機等による「タンブル乾燥」、色柄物の衣料品等の漂白に適している「酸素系漂白剤」など新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がこれまでよりも細かく設定されたりすることなどにより、洗濯記号の種類が22種類から41種類に増えます。これにより、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになり、洗濯によって衣類等が縮む又は色落ちするなどの洗濯トラブルの減少が期待できます。

また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した衣類等の繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

このように、新しい洗濯表示に変わることによって、一般消費者の利便性の向上が期待できます。



## 2 改正の経緯

- 日本が加盟しているWTO（世界貿易機関）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）では、国際規格に準拠した国内での対応が求められています。
- しかしながら、欧米には洗濯物を自然乾燥させるという習慣がなかったため、国際規格（ISO 3758）には自然乾燥を示す記号が存在していませんでした。
- このため、日本は平成17年から自然乾燥を示す記号を加えるように改正提案を行い、平成24年4月に国際規格が改正されました。
- これを受けて、改正された国際規格に整合した日本工業規格（JIS L 0001）が平成26年10月に制定されたことに伴い、平成27年3月に日本の国内規程である繊維製品品質表示規程を改正しました。

## 3 施行日

平成28年12月1日

（施行日前は現行JISの表示を行い、施行日以降に新JISの表示を行います。）

## 4 経過措置

平成28年11月30日までに現行の洗濯表示を行った衣類等の繊維製品は、平成28年12月以降もそのままの表示で販売されていますので、当面の間、店頭において、新しい洗濯表示が付された製品と現行の洗濯表示が付された製品が混在することがあります。

### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：林、橋本

電話：03-3507-9233（直通）